

第8号

2024.3

奈良県

世界遺産をもっと知るための

世界遺産ジャーナル

目次

《巻頭特集》「紀伊山地の霊場と参詣道」—熊野参詣道小辺路—

○「飛鳥・藤原」を世界遺産に！ 第8回

○もっと知りたい世界遺産 第8回

奈良県



熊野参詣道小辺路の位置 (赤線)

「小辺路」のみどころ

小辺路は、霊場と霊場を結ぶ参詣道であるとともに、そこに暮らす人びとの生活のための道でもありました。今も昔も旅人は、峠を越えた川沿いの集落に宿をとり、疲れた体を休めました。集落の周辺には狭い土地に工夫して建てられた住居や、田畑の石垣、石畳の道、村を守る防風林、そして集落に暮らす人びとや旅人が手を合わせたであろう石仏や仏堂、^{ほこら}祠が今も残っています。そこに暮らす人びとに出会えることも、小辺路の大きな魅力といえるでしょう。



標高 1,246 m の^{おぼこ}伯母子峠付近の小辺路 (上: 野迫川村提供) と、伯母子峠から一度下って、また登った標高 1,080 m の三浦峠から見た伯母子峠方面の山々 (下)



^{おおまた}野迫川村大股から伯母子峠に向けての小辺路。何度も何度も折り返し、ひたすら登るつづら折れの道が、いつまでも続く。道沿いの急斜面には、昔も今も地域の人びとの暮らしを支える杉や檜の森が広がっています。(左)



十津川村の三浦集落跡 (吉村家跡) には、表紙に掲載した樹齢 500 年以上といわれる幹周り最大 8 m の大杉の防風林があります。また、小辺路沿いには 1948 年頃まで旅籠も営んでいたという屋敷や棚田の石垣が残っていますが、今は杉林に呑み込まれてしまっています。(右)

十津川村の果無集落は、今も存続する数少ない山中の集落です。
住宅の敷地のなかを石畳の道が通過していきます。(上段)



登山口から果無集落を通り抜け、三十三観音の石仏に見守られながら、比高差900mほどを登りきった果無峠(1,043m)を越えると、眼下には蛇行する熊野川の眺めが広がります。川の対岸の丘の向こう側は、もう熊野本宮大社です。(下段)

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2024年7月で世界遺産リスト記載20周年を迎えます



「紀伊山地の霊場と参詣道」は、無形的な要素との関連で評価される基準(vi)で、辛抱強く維持され、良好に記録が残された聖なる山の伝統を、紀伊山地の遺跡群及び森林景観が1,200年以上にもわたって反映し続けていることが評価されました。さらに、神道・仏教・修験道などの宗教儀礼が現在も継続的に行われ、霊場や参詣道が信仰儀礼の舞台として機能していることなどが、顕著な普遍的価値の真実性を担保していると評価されています。これらは、霊場と霊場周辺や参詣道の沿線に暮らす人びと、その道で修行や参詣を行う人びとによって維持され、現在まで継承されてきました。

世界遺産リストに記載されて20年というのは、到達点ではなく、ただの通過点です。次世代に引き継ぐためには、もちろん行政も大きな役割を担いますが、それだけでは不可能です。そこを利用する人、訪れる人、全てがこの文化遺産に関心を持ち、次世代に伝えるために関わっていただくことができれば、世界遺産をはじめとする文化遺産を未来へと継承していくことができるでしょう。





「飛鳥・藤原」を世界遺産に！

「飛鳥・藤原」の構成資産候補 紹介 ⑥ 飛鳥・藤原の墳墓 その2

天武・持統天皇陵古墳 Mausoleum of Emperor Temmu and Empress Jito

丘陵の頂上に築かれた、対辺長約42mの平面形が八角形で、5段築成の墳墓である。1235年におきた盗掘の様子が文献として残されており、そこに記された石室内の様子から、688年に葬られた天武天皇と、703年に火葬のうえ追葬された持統天皇の夫婦合葬の陵墓であることが、確実視されている。古墳の位置は、藤原宮の中軸線の真南に当たり、この墳墓が藤原宮と一体的なものとして、極めて計画的に造営されたことを示しており、中央集権国家の確立を具現した存在と評価される。



中尾山古墳 Nakaoyama Mounded Tomb

丘陵の頂上に築かれた、対辺長約32.5m、平面形が八角形の墳墓。3重の外周石敷と3段築成の墳丘からなる。埋葬施設は、横口式石槨という構造で、内部は一辺約0.9mと、通常の棺が収まらない非常に小規模なものである。そのため、骨蔵器が埋納されたと推定される。707年に埋葬された文武天皇の御陵とする説がある。天皇陵として創出された八角墳であるとともに、仏教思想に基づく葬送方法や死生観を導入した墳墓と位置付けられる。さらに、これ以降の天皇陵は自然の山を陵墓としたことから、古墳文化の終焉と位置付けることができる。



キトラ古墳 Kitora Mounded Tomb

丘陵の南斜面に築かれた直径約13mの円墳である。埋葬施設は、横口式石槨で、内部には漆塗木棺が納められていた。1983年に行われたファイバースコープによる石槨内部の調査により、壁画の存在が確認された。その後の調査で、四方の壁に描かれた四神の壁画では、南方の朱雀が初めて確認された他、十二支像や天文図の壁画が描かれていることが確認された。特に天井の天文図は、中国で観測された星の配置が反映されたもので、東アジアでは現存最古のものである。7世紀後葉から8世紀初頭に築造された皇族の墓と推定される。



高松塚古墳 Takamatsuzuka Mounded Tomb

丘陵の南斜面を造成して築造された直径約23mの円墳である。埋葬施設はキトラ古墳と同じ横口式石槨であるが、天井の形に差異がみられ、キトラ古墳よりもやや新しいと推定される。石槨の内部には漆塗木棺が納められていた。1972年の発掘調査により、石槨内部の壁面に極彩色の壁画が描かれていることが我が国で初めて確認された。四方の壁には四神が描かれていた(朱雀は欠損)他、男子群像や女子群像、天井には星宿図が描かれていた。遣唐使により持ち帰られた海獣葡萄鏡や大刀が副葬されていたことも、当時の活発な国際交流を物語っている。

「飛鳥・藤原」の顕著な普遍的価値

これまで8回にわたって、世界遺産を目指す「飛鳥・藤原」を紹介してきました。この4年の間にも世界遺産登録に必須である価値の証明について、内容の精査を続けています。そのため、適用する評価基準や顕著な普遍的価値の言明の内容も変化しています。「世界遺産ジャーナル」の最終号にあたり、改めて、現在わたしたちが考えている「飛鳥・藤原」の価値についてご紹介します。

「飛鳥・藤原」は、天皇を頂点とする中央集権体制に基づく日本で最初の宮都が誕生したことを証明する資産です。

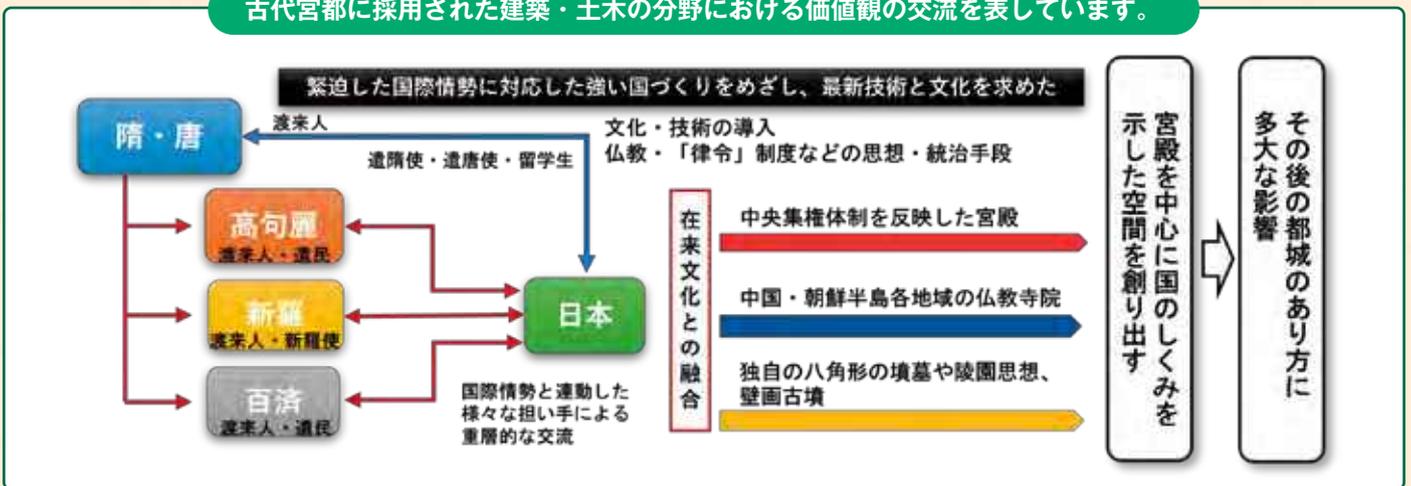
このことは、日本列島と東アジアとの政治的・文化的な交流の結果であり、当時の東アジアが前例のない国際的な緊張関係にあった時期に、日本が積極的に中国大陸や朝鮮半島からの移民を受け入れたことにより成り立っています。

さらに「飛鳥・藤原」は、古代日本の中心となった飛鳥宮を中心とする宮都から藤原宮を中心とする宮都への変化によって、日本の国づくりを示しているのです。

評価基準 (ii)

評価基準(ii)は、ある期間、あるいは世界のある文化圏において、人類の価値の重要な交流を示していることが求められます。

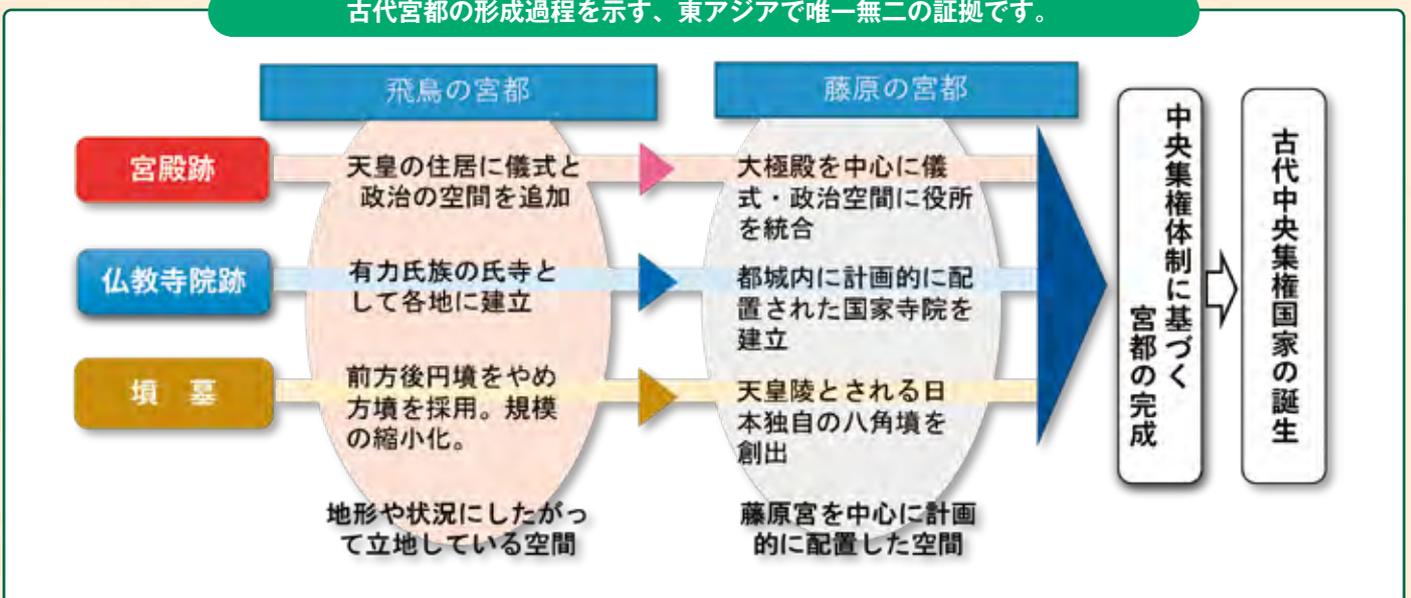
古代宮都に採用された建築・土木の分野における価値観の交流を表しています。



評価基準 (iii)

評価基準(iii)は、現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明の証拠であることが求められます。

古代宮都の形成過程を示す、東アジアで唯一無二の証拠です。



世界遺産の「保全」と「管理」

このコーナーでは、世界遺産とは何か。そして、世界遺産であるための必須条件のひとつである「価値の証明」について、「顕著な普遍的価値（OUV: Outstanding Universal Value）」、「評価基準（Criteria）」、「真実性（Authenticity）」、「完全性（Integrity）」の順で解説してきました。

しかし、世界遺産とするためには「価値の証明」だけでは不十分なのです。もうひとつの欠かすことのできない要件があるのです。それが「保全管理」です。

「もっと知りたい世界遺産」の最終回では、世界遺産の「保全」と「管理」について紹介します。

世界遺産の最大の目的は、資産の姿形を損なうことなく、次世代へ、未来へ継承することにあります。そのため、万全の保護措置と管理のための仕組みと体制を整備し、実行することを世界に約束することが求められているのです。

では、世界遺産としての「保全」と「管理」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。

（１）構成資産（Component Parts）の保護

世界遺産の大前提は、資産が不動産であることです。不動産である文化財とは、建造物・記念物・遺跡・文化的景観などのことで、これらについて「文化財保護法」等に基づく指定をおこない、確実に保護することが求められます。

（２）緩衝地帯（Buffer Zone）の設定

世界遺産を将来に継承することは、構成資産そのものを保護するだけでは達成できません。構成資産周囲の良好な環境を保全・形成することが必要です。そのため、構成資産の周囲に「緩衝地帯（バッファゾーン）」という区域を設定し、その地域において関連法令に基づいて資産に影響を及ぼす要因をコントロールするための施策が必要になります。

【構成資産と緩衝地帯】

構成資産（Component Parts）

建造物・記念物・遺跡・文化的景観を保護するための範囲
文化財保護法（国宝・重要文化財・史跡等）等による保護



緩衝地帯（Buffer Zone）

構成資産を保護するために、その周囲に設定する区域
都市計画法・風致景観法・自然公園法・森林法等の法律や条例による保護や規制



（３）管理計画の策定

保護措置を実現するための「包括的保存管理計画」の策定することが求められます。その内容は、保護だけでなく、モニタリングや普及啓発、人材育成など多岐にわたります。

そして「管理計画」において最も重要なことは、計画を策定することではなく、計画を進める体制を作ることと、それを確実に実行することなのです。

いま改めて、「世界遺産」とは何か

—世界遺産ジャーナルのむすびにかえて—

2020年度に創刊した「奈良県 世界遺産ジャーナル」は本号で終了となります。これまで県内の世界遺産3件、「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、そして「紀伊山地の霊場と参詣道」を紹介し、新たに世界遺産リストへの記載を目指している「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の価値や構成資産候補を紹介してきました。

情報誌としての発信は終了しますが、かけがえのない文化遺産の継承のための取組は、今後も途切れることなく続きます。そこで、最後に改めて世界遺産とは何なのかを見つめ直してみたいと思います。

世界遺産は格付けではない

文化遺産は、世界遺産をはじめ、史跡、国宝、重要文化財であるかないかに関わらず、今を生きる私たちにとって意味や価値がある不可欠なものです。文化財や自然の価値の優劣を決める序列化が世界遺産の目的ではありません。世界遺産だから価値があるのではないのです。私たちの祖父母や曾祖父母が使っていた古道具は古くさくて汚いものだけでも、千年以上昔のものは貴重な宝物である、といった考え方は世界遺産を守り伝えるためには、あり得ないのです。

世界文化遺産は格付けで「最上位」のものではなく、あくまで「代表」するものなのです。それは、国家、民族、地域、宗教、時代などの代表であることを指します。これらの代表のひとつひとつが、私たちが存在する地球という惑星の多種多様な有り様を示すパズルのピースなのです。

そして、誤解されることも多いのですが、世界遺産に登録されることはゴールではありません。世界遺産リストに記載されることは、それらを未来永劫、すがたかたちを損なうことなく、継承することを世界中に約束するという、終わりなきスタートを切ることなのです。



世界遺産と SDGs

ところで、SDGs が世界遺産に関係あることをご存じでしょうか？

実は、目標 11「Sustainable Cities and Communities（日本語版：住み続けられるまちづくりを）」のなかに世界遺産が設定されているのです。そして、この目標の達成のために重要なのが、日本語版タイトルからは消えている「コミュニティー（共同体）」だと私たちは考えています。

“Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、地域で行動しよう）”

SDGs のキーワードの一つであるこの言葉は、まさに世界遺産の理念とも通ずるものです。

現在まで守り伝えられた文化遺産を、私たちの世代で消し去ることなく、すがたかたちを損なうことなく、未来へ次世代へと継承していく責任が、そこで暮らしている私たちにはあります。もちろん、それと同時に、現代を生きる私たちには、文化遺産を活用し、歴史を楽しむとともに、私たち自身の生活を発展させる権利もあります。でも、それらを両立することは決して簡単なことではありません。

しかし、大きな災害など、人びとが困難に立ち向かう時、普段は見向きもしない地域の歴史や伝統行事が、地域の人びと同士、すなわちコミュニティーの絆を結びつける唯一無二のきっかけやとなる場面がこれまでも非常に多くありました。コミュニティーを維持するため、人びとを結びつける鍵こそ、その地域の文化であり歴史なのです。

だからこそ、まずは暮らしている地域の歴史、そして数百年、千数百年もの間、残されてきた、守り伝えられてきたものに関心を持っていただけたらと願っています。

是非、奈良の歴史・文化遺産について、身近な人たちや地域の人たちとの話題にしてみてください。そうすれば、きっと私たちの暮らす奈良の誇りである文化遺産を次世代に繋ぐことができるはずです。

そのためにも、奈良県世界遺産室は、これからも文化遺産の魅力を発信し続けてまいります。

